

「第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」

【加盟店向け】 よくある質問 (FAQ)

Q1 申請後、登録された確認はどこでできますか？

A1 登録された場合、長崎県観光連盟公式WEBサイト「ながさき旅ネット（法人の皆様へ）」上に店舗名が公開されますので、そちらで登録をご確認ください。登録約7日後を目安に加盟店キットを申請者へ送付しております。

Q2 加盟店ステッカーや換金用封筒など追加でもらうことはできますか？

A2 できます。必要枚数をコールセンターまでご連絡ください。

Q3 換金用申込書、換金専用封筒を紛失しました。どうしたらよいですか？

A3 追加送付をいたしますので、コールセンターまでご連絡ください。

Q4 地域限定クーポンのお釣りはできますか？

A4 地域限定クーポンのお釣りはできません。

Q5 お客様が誤ってクーポンの半券を切り取ってしまいました。切り取った半券はあるのですが、使用はできますか？

A5 事務局送付用および加盟店控え用が揃い、且つ同じ券番であることが確認取れた場合、使用することができます。どちらか欠けているなど、上記の以外の場合は使用できません。

Q6 送付した換金用封筒に、換金申込書を入れ忘れしました。追加送付が必要ですか？

A6 換金申込書のないものは原則換金できませんので、送付時に忘れないようにご注意ください。集計センターで不備の確認がとれ、送り先がわかったものについては、事務局から加盟店へ確認の電話をいたします。

Q7 換金申込書に記入した金額を書き間違えましたので、確認と訂正をしたいと思います。

A7 集計センターでは多数の換金用封筒が送付されてくるため、該当の店舗の封筒を探すことはできません。集計センターでの集計後、不備があった場合、事務局から加盟店へ連絡しますので、連絡をお待ちください

Q8 クーポンの半券（加盟店控え用）は捨ててしまっても問題ないですか？

A8 入金額に差異があった場合に備え、クーポンの半券（加盟店控え用）は、入金完了するまで大切に保管してください。半券を破棄または紛失した場合、入金額に申請書記載の金額と差異があっても異議申し立てはできません。

Q9 地域限定クーポン券換金申込書の「加盟店コード」はどこを見たら分かりますか？

A9 加盟店登録申請時の受付番号8桁が加盟店コードになります。加盟店キット送付の際の宛名ラベルにも記載がありますので、大切に保管ください。また、コールセンターでも照会可能です

Q10 換金の締切が迫っているので、自身で用意した封筒で送付してもよいか？

A10 事務局から配布する専用の封筒でのみ受付しております。ご自身で用意された封筒等では送付しないようにしてください。

Q11 入金日から1週間を過ぎて、金額が合わなかったことに気づきました。対応してもらえますか？

A11 入金後1週間を過ぎてからの異議申し立てはできません。必ず入金日予定日に金額が正しいことをご確認ください。

Q12 WEB上で登録されていることを確認できましたが、加盟店キットはまだ届いていません。加盟店キットが到着するまで地域限定クーポンの利用は開始できませんか？

A12 加盟店店舗名が、長崎県観光連盟公式WEBサイト「ながさき旅ネット（法人の皆様へ）」上に掲載があり、且つWEB上のマニュアルを読み、理解いただいた時点からキャンペーンの取扱いが開始できます。

Q13 地域限定クーポン券が利用できない商品がありますか？

A13 地域限定クーポンは、以下のような換金性の高いものには使用できません。

- ・金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ・プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

Q14 同施設内で飲食店や土産物店など複数施設を一括して経営している。この場合、店舗の申請は一括してよいか？あるいは個別登録が必要か？

A14 同施設内に複数店舗を経営している場合、1店舗にまとめて申請することができます。その場合、不足する加盟店ステッカー等については、追加送付しますので、必要部数をコールセンターまでお知らせください。

Q15 利用者が、有効期間が切れているクーポン券を持ってきました。使用できますか。

A15 有効期間を過ぎたもの、および有効期間の記載がないものは使用できません。お受け取りにならないようご注意ください。

Q16 受け取ったクーポン券を譲渡することはできますか。

A16 クーポン券の譲渡は一切できません。